

## 青森県PPP/PFI手法導入検討要領

### 1 総則

#### 一 目的

この要領は、民間との連携・協働による効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるため、PPP/PFI手法の導入検討を行うに当たって必要な手順等を定めるものである。

#### 二 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

イ PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

ロ 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等

ハ 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業

ニ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金

ホ 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等

ヘ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権

ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい、国民に対するサービスの提供を含む。

チ 導入検討 本要領に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを検討すること

#### 三 対象とするPPP/PFI手法

この要領の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等 Operate）方式
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Renovate-運営等 Operate） ESCO
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）

## 2 導入検討の開始時期

公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に、併せて導入検討を行うものとする。

## 3 導入検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を導入検討の対象とする。

### 一 次のいずれかに該当する事業

- イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

### 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- イ 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

### 三 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を導入検討の対象から除くものとする。

- イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ハ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ニ 土壌汚染など事業継続に影響を及ぼすきわめて重大なリスクがあるもの
- ホ 施設整備業務が部分的な改修のみの場合など事業の特殊性により、設計や建設、維持管理・運営方法が制限されるもの
- へ 施設の使用目的等により完成時期が決定されているため PPP/PFI 手法を適用するための検討期間や工期の不足が明らかなもの
- ト 施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものであって、施設の延べ床面積が 15,000 m<sup>2</sup>以下であるもの（利用料金の徴収を行わないものに限る。）
- チ 立地や土地・建築の所有関係に係る事情等により、事業の各段階において他機関や関係部局との調整事項の発生等が見込まれ、県が相当程度の裁量を有して主体的に実施せざるを得ないもの
- リ 今後利用者の大幅な減少が見込まれるため、中期的に施設の配置の見直し等を行う必要があることから、長期的な事業の検討が困難な施設の整備等（建設、製造、改修に限る。）

## 4 適切な PPP/PFI 手法の選択

### 一 採用手法の選択

所管部局は、導入検討の対象となる公共施設整備事業（以下「導入検討対象事業」という。）について、次の 5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

## 二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

所管部局は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

ロ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

ハ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

## 5 簡易な検討

所管部局は、導入検討対象事業について、次の一及び二により採用手法の導入の適否を評価するものとする。

### 一 定量評価（費用総額の比較による評価）

自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

イ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

ロ 公共施設等の運営等の費用

ハ 民間事業者の適正な利益及び配当

ニ 調査に要する費用

ホ 資金調達に要する費用

ヘ 利用料金収入

### 二 定性評価

次に掲げる評価により採用手法の導入の適否を評価するものとする。

イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

ハ その他公的負担の抑制につながることを示す客観的な方法による評価

## 6 詳細な検討

所管部局は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適すると評価された公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用

総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

県は、5の簡易な検討及び6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を入札手続の終了後等の適切な時期に県のホームページ上で公表するものとする。

- 一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨
- 二 PPP/PFI手法の簡易評価の内容

8 要領の見直し

PPP/PFI手法の導入の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

平成 29 年 3 月 31 日 策定

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。